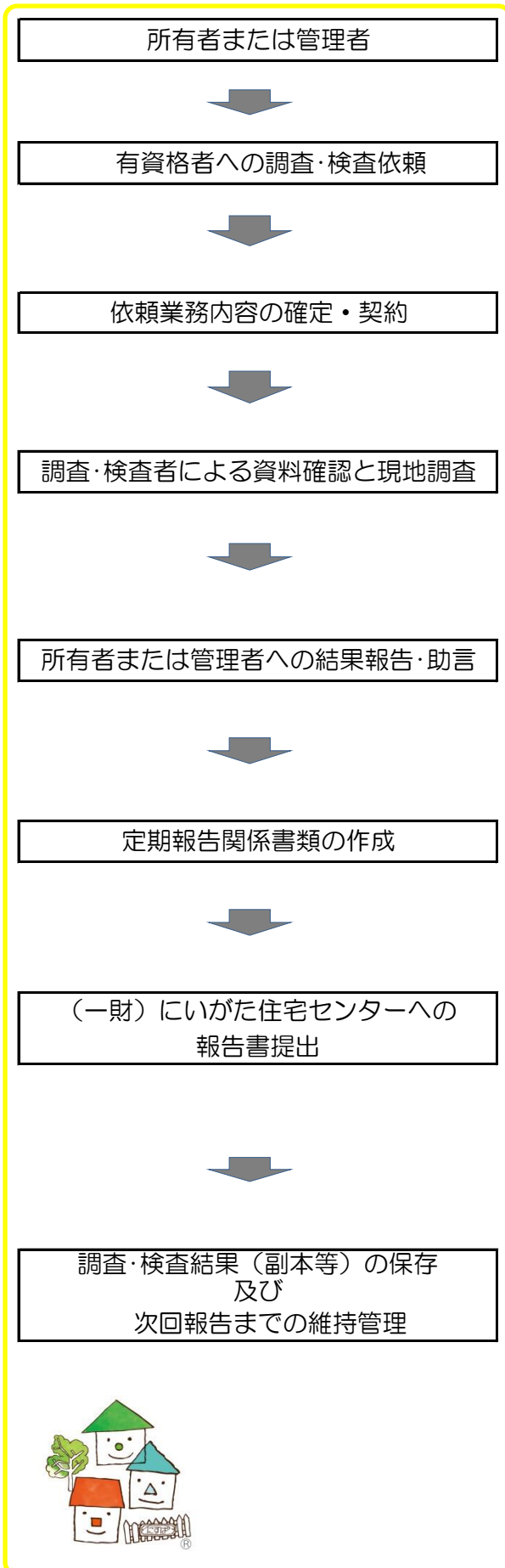


定期報告の流れ



○定期報告の調査・検査を有資格者(※)に依頼

(※) ①一級建築士
②二級建築士
③国土交通大臣が定める
資格を有する者

- ・ 特定建築物調査員
- ・ 建築設備検査員
- ・ 昇降機等検査員
- ・ 防火設備検査員

○有資格者が必要な調査等を実施

- ・ 対象建築物の所有者または管理者への聞き取り
- ・ 既存図面や前回調査結果資料等の確認
- ・ 現地調査 等

○調査者・検査者は、調査等の結果を対象建築物の所有者または管理者に報告

○所有者または管理者は、是正を要する箇所、不具合の確認箇所について、調査者・検査者の助言を基に対処策を検討

○調査者・検査者は、建築物・建築設備等について報告関係書類を作成 各報告書への押印は不要になりました。

○所有者または管理者は、上記報告関係書類を提出

新潟市域内にある建築物は新潟市にご提出ください。
なお、報告済証の発行を希望される場合は、
(一財) にいがた住宅センターにご提出ください。

(一財) にいがた住宅センターは、提出いただいた報告書の形式等を確認し、特定行政庁へ提出します。
副本は、特定行政庁から(一財) にいがた住宅センターへ送付され、管理者等へ返却します。

○作成した定期報告関係書類は、次回報告時の資料となりますので大切に保管してください。

○是正の指摘については早急に対応し、良好な状態で維持管理してください。



お問い合わせ先

定期報告制度に関するお問い合わせは、対象施設の所在地に応じて下記の特定行政庁、または（一財）にいがた住宅センターまでお寄せください。

下記以外の
新潟県
◎ 新潟県土木部都市局建築住宅課 建築指導係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
☎ 025-285-5511（内線3396）

新潟市
◎ 新潟市建築部建築行政課 監察指導係
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフルふるまち庁舎6階
☎ 025-226-2845（直通）

長岡市
◎ 長岡市都市整備部建築・開発審査課 建築審査班
〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト内 大手通庁舎8階
☎ 0258-39-2226（直通）

上越市
◎ 上越市都市整備部建築住宅課 指導係
〒943-8601 上越市木田1-1-3
☎ 025-526-5111（内線1504）

柏崎市
◎ 柏崎市都市整備部建築住宅課 審査係
〒945-8511 柏崎市日石町2-1
☎ 0257-21-2291（直通）

三条市
◎ 三条市建設部建築課 審査指導係
〒955-8686 三条市旭町2-3-1
☎ 0256-34-5727（直通）

新発田市
◎ 新発田市建築課 建築審査係
〒957-0053 新発田市中央町5-2-13
☎ 0254-26-3557（直通）

報告時期は4月1日から9月30日の間となっております。（昇降機等は検査済証交付月と同月）
ただし新型コロナウイルス感染症の影響により、この期間に報告を行うことができない場合は、調査または検査が可能となった後、速やかに報告をお願いします。詳細は上記特定行政庁にお問い合わせください。

■報告書の提出窓口（新潟市を除く。）

（一財）にいがた住宅センター 建築防災課 ☎ 025-283-0851
〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2（公社総合ビル）

※ 提出書類等は、以下のホームページでご確認ください。

<https://www.nphcc.or.jp>

○報告書作成の注意事項も掲載していますので参考にしてください。
（建築物、建築設備及び防火設備で、新潟県内（新潟市を除く）報告用です）

提出先（切り取ってお使いください）

〒950-0965

新潟市中央区新光町15-2
（公社総合ビル7階）

（一財）にいがた住宅センター
建築防災課 宛